

## 大垣市ガキペイカード事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰対策として市民の家計負担を軽減するとともに、市内の地域経済活性化及びデジタル地域通貨の普及促進を図ることを目的とする、大垣市ガキペイカード事業(以下「カード事業」という。)の実施について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ガキペイカード 市が無償で配付する、7,000円相当がチャージされ、かつ、二次元コードが印字されたカードをいう。
- (2) ガキペイアプリ 市が提供する、大垣市デジタル地域通貨事業実施要綱(令和6年9月1日制定)第3条に規定するデジタル地域通貨の発行等に関する機能を備えたスマートフォンアプリケーションをいう。

### (発行者等)

第3条 ガキペイカードの発行、管理、運営等は、市が行う。ただし、その業務の全部又は一部を市長が適当と認める者に委託することができる。

### (配付対象者及び配付枚数)

第4条 ガキペイカードの配付対象者(以下「対象者」という。)は、令和8年2月1日において、大垣市の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 ガキペイカードの配付枚数は、対象者1人につき1枚とする。

### (配付方法)

第5条 市長は、対象者の属する世帯の世帯主に対し、当該世帯に属する対象者全員分のガキペイカードを送付の記録が残る方法により送付する。

### (利用期限)

第6条 ガキペイカードの利用期限は、令和8年8月31日までとする。

2 前項の利用期限を経過したガキペイカードは失効し、残高の払戻しは行わないものとする。

### (ガキペイカードの残高の使用)

第7条 ガキペイカードの残高は、ガキペイカード加盟店(第9条に規定するカード事業への参画認定を受けた店舗をいう。以下同じ。)においてのみ使用することができる。

2 ガキペイカードを利用する者は、第10条に規定するカード支払対応店において、ガキペイカードを提示し、当該店舗がガキペイカードの二次元コードを読み取ることにより、商品等の代金の支払いに充てることができる。

- 3 ガキペイカードの残高は、その全額をガキペイアプリに移すことができる。この場合において、移行元のガキペイカードは、以後使用することができない。
- 4 前項の規定により移したガキペイカードの残高は、大垣市デジタル地域通貨事業実施要綱第3条に規定するデジタル地域通貨の残高と別に管理するものとし、合算することはできない。
- 5 ガキペイカード(第3項の規定によりガキペイアプリにその残高を移したものを含む。)は、次に掲げる取引に対する支払をするために使用することはできない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
  - (1) 土地及び家屋の購入並びに家賃、地代、駐車場代等の不動産の賃借
  - (2) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ及び第38条第1項に規定する製造たばこ代用品の購入
  - (3) 有価証券、金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
  - (4) インターネットアプリケーション、ICカード、電子マネー等への入金
  - (5) 税金、手数料等の租税公課、公共料金等であつて、市長が不相当と認めたもの。
  - (6) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等取扱店以外の事業者への支払が実質的に可能となるもの
  - (7) 特定の宗教・政治団体と関わる取引又は公序良俗に反する取引
  - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める取引  
(カード事業への参画要件)

第8条 カード事業に参画できる者は、次の各号のいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) 大垣市デジタル地域通貨事業実施要綱第10条第1項の認定(以下「ガキペイ加盟店認定」という。)を受けた者
- (2) その他市長が適当と認めた者  
(カード事業への参画手順)

第9条 前条第1号に該当する者は、カード事業へ参画する旨の意思確認をもって、カード事業に参画することができる。

2 前条第2号に該当する者がカード事業に参画しようとするときは、別に定める手順により、市長の承認を受けなければならない。

(カード支払対応店)

第10条 ガキペイカード加盟店のうち、カードの状態での支払い対応をすることができる者の要件は、ガキペイカードの読取りに係る機器及び決済に係る通信料について、自己で準備及び負担することができる者とする。

(カード支払対応店の登録通知)

第11条 市長は、ガキペイカード加盟店が前条の要件を満たしたことが確認されたときは、速やかに当該店舗に対し、ガキペイカード支払対応店登録通知書(別記様式)により通知するものとする。

(精算)

第12条 市長は、ガキペイカード加盟店が取引の対価として支払を受けた額について、その実績を確認した上で、ガキペイカード加盟店が指定する口座に振り込むものとする。

2 前項の規定による振込について必要な事項は、市長が別に定める。

(禁止事項)

第13条 何人も、ガキペイカードを偽造し、変造し、または不正に使用してはならない。

2 カード所持者はガキペイカードを第三者に譲渡し、転売し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、対象者と同居する者その他市長が適当と認めた者に譲渡し、又は貸与する場合はこの限りでない。

(免責)

第14条 利用者の責めによるべき事由によるガキペイカードの紛失、盗難、汚損その他ガキペイカードに関し利用者に生じた損害については、市はその責めを負わないものとする。

(再発行)

第15条 ガキペイカードは、市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、再発行しない。

(事業の終了)

第16条 市長は、カード事業を終了するときは、相当の期間を設けて周知しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月13日から施行する。

別記様式(第11条関係)

年 月 日

様

大垣市長

ガキペイカード支払対応店登録通知書

大垣市「ガキペイカード」事業におけるカード支払い対応店として登録したので、大垣市ガキペイカード事業実施要綱第11条の規定により、次のとおり通知します。

店 名	
代表者氏名	
所 在 地	
業 種	
登録番号	